

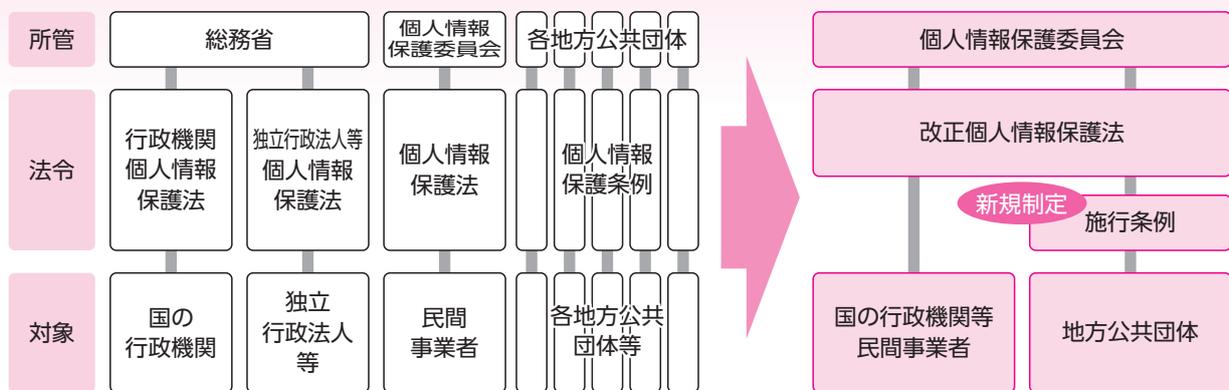
新しい個人情報保護法に基づいた運用を始めます

問／市政情報課 ☎463-1759

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」）は、個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図るための法律です。これまでは、国、民間事業者、地方公共団体等に対してそれぞれ個別の法律や条例が制定されていましたが、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立を図るため、全国的な共通ルールを規定した個人情報保護法が、令和5年4月1日から適用されます。

本市でも、法との整合性や規定を整理し、「朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定します。市では、保有個人情報に関する安全管理措置等を定め、今後も事務の適正かつ円滑な運営を図りながら、個人情報の権利利益の保護を行っていきます。

個人情報保護制度の改正のポイント



変わる

1 市の条例が変わります

個人情報保護法の適用に伴い、朝霞市で個人情報を取り扱う条例は「朝霞市個人情報保護条例」から「朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例」に変わります。

2 個人情報の収集方法が変わります

これまでの条例では、本人から個人情報を収集することが原則でした。今後は、法令等の定める所掌事務や業務の遂行に必要な場合に限定し、庁内事務で得た情報からも収集することとなります。

3 用語の定義が統一されます

- **個人情報**
生存する個人に関する情報が前提となります。市では、死者に関する情報が記載された公文書についても、これまでと同様、適正に管理していきます。
- **匿名加工情報**
特定の個人を識別することができないよう、個人情報を復元できない状態にした情報のことをいいます。
- **行政機関等匿名加工情報の提案募集制度**
個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、行政機関等の保有する個人情報を加工して作成する匿名加工情報を民間事業者に提供するための制度です。（都道府県および政令指定都市以外の提案募集制度の導入は任意ですが、本市では現時点においては実施しません）

個人情報のイメージ

氏名：朝霞 太郎
住所：朝霞市本町1-1-1
年齢：26歳
性別：男性
身長：175cm

匿名加工情報のイメージ

氏名：A
住所：朝霞市
年齢：20代
性別：男性
身長：170cm代

4 個人情報ファイル簿と個人情報取扱管理簿を作成します

個人情報ファイル簿

特定の保有個人情報を容易に検索できるよう、体系的に構成したものです(1,000人以上のものが対象)。名簿の名称、利用目的、記録項目、収集方法などを記載し、市役所または市ホームページで公表します。

個人情報取扱管理簿

これまで、市が保有する個人情報を、収集先や目的外利用について記載した「個人情報取扱事務登録簿」を作成してきました。法改正に伴い、「個人情報取扱事務登録簿」の内容を見直し、令和5年4月1日以降は、市の総合計画の事務事業ごとに取扱状況を記載した「個人情報取扱管理簿」を内部管理用として新たに作成します。

変わらない

1 開示請求等の決定期限

朝霞市個人情報保護条例の規定では14日以内であるため、施行条例においても開示決定までの期限は従前どおりとしています。

※延長する場合を除く

2 開示請求等の手数料および費用負担

朝霞市個人情報保護条例の規定では無料となっているため、引き続き手数料は無料とし、写しの交付等に係る実費(コピー代等)は従前どおり負担していただくこととしています。

注意点

すべての事業者が個人情報保護法の対象です

営利・非営利を問わず、すべての事業者が個人情報保護法の適用対象となります。

また、個人事業主、NPO法人等も適用対象となります。中小事業者の個人情報の規定等の作成の詳細は、右のコードから個人情報保護委員会ホームページをご確認ください。



他制度の活用を!

個人情報保護委員会

個人情報保護法の解釈権限を持ち、個人情報の取り扱いについて、地方公共団体を監視・監督する国の機関です。法人・個人を問わず、個人情報の取り扱いに疑義がある場合は、委員会に問い合わせることができます。

詳しくは、右のコードから個人情報保護委員会ホームページご確認ください。
(個人情報保護法相談ダイヤル ☎03-6457-9849)



あさか学習おとどけ講座

「情報公開制度・個人情報保護制度」をテーマに、職員がそれぞれの内容を説明する「あさか学習おとどけ講座」を開催しています。受講を希望される方は、右のコードから市ホームページをご確認のうえ、ご連絡ください。

